概要版

第３期松田町
子ども・子育て支援事業計画

令和７年度
▼
令和 11 年度

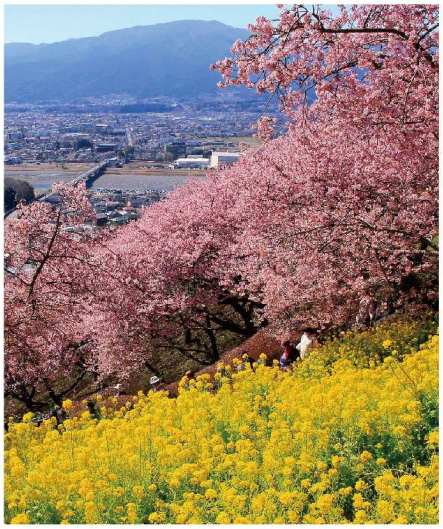

令和７年３月

松田町

1　計画策定の背景

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題が、依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大なども深刻な問題です。

これらに対応するため、国では、令和５年４月に「こども基本法」を施行し、すべてのこどもが健やかに育ち、権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また、同じく令和５年４月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

2　計画策定の趣旨

本町においては、令和２年３月に策定した「第２期松田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷～子どもの笑顔あふれる幸せのまち松田～」を基本理念として掲げ、松田町で成長したこどもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりを進めてきました。

本計画では、第２期計画が令和７年３月で終了することから、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、令和７年度から令和11年度の５か年を計画期間とした「第３期松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担うすべてのこどもが、心身ともに健やかに成長するとともに、保護者が安心してこどもを産み育てることができるよう、こども・子育て支援のさらなる充実を図ります。

3　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定するとともに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と位置づけるものです。

また、松田町第６次総合計画のこども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版ＳＤＧｓ）の達成を進めます。さらに、関連する他計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進していきます。

4　計画期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

5　こども・子育てを取り巻く環境の状況

①　人口推移と推計

総人口は減少傾向にあり、令和６年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。年齢３区分別にみると、０～14歳の割合は年々減少しています。65歳以上は令和３年までは増加していますが、その後は減少しています。また、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、全世代で減少傾向がみられます。

人口推移と推計

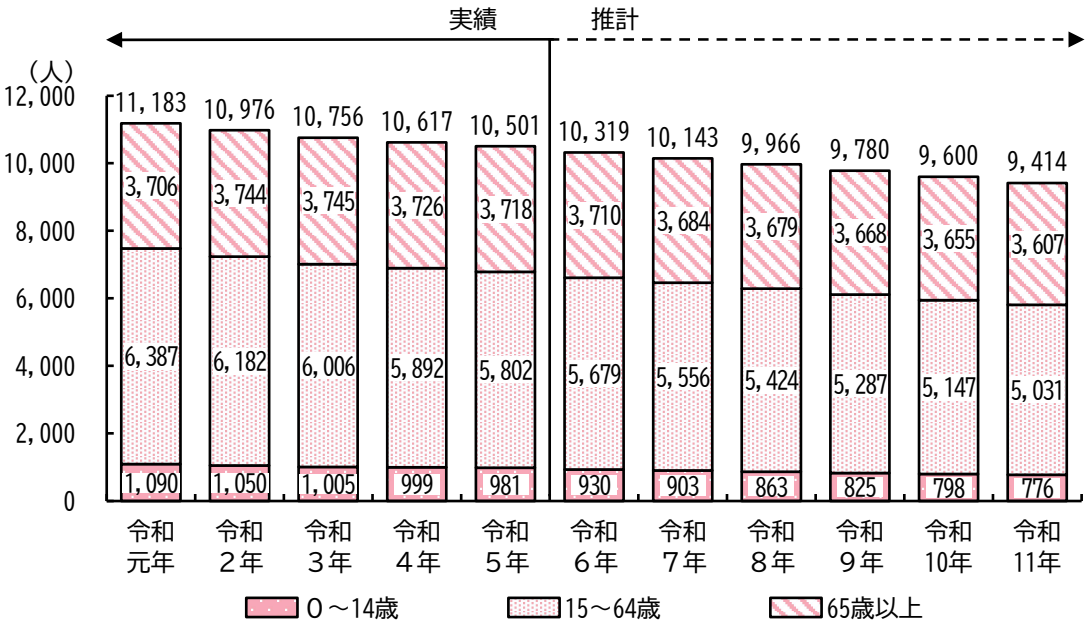

資料：実績は住民基本台帳（各年 10 月１日時点）、推計はコーホート変化率法による

②　こどもの人口の推移と推計

松田町における年齢別こどもの人口の推移をみると、令和元年以降年々減少しています。令和６年以降の推計人口も、減少傾向にあると推測されます。

年齢別こどもの人口の推移と推計

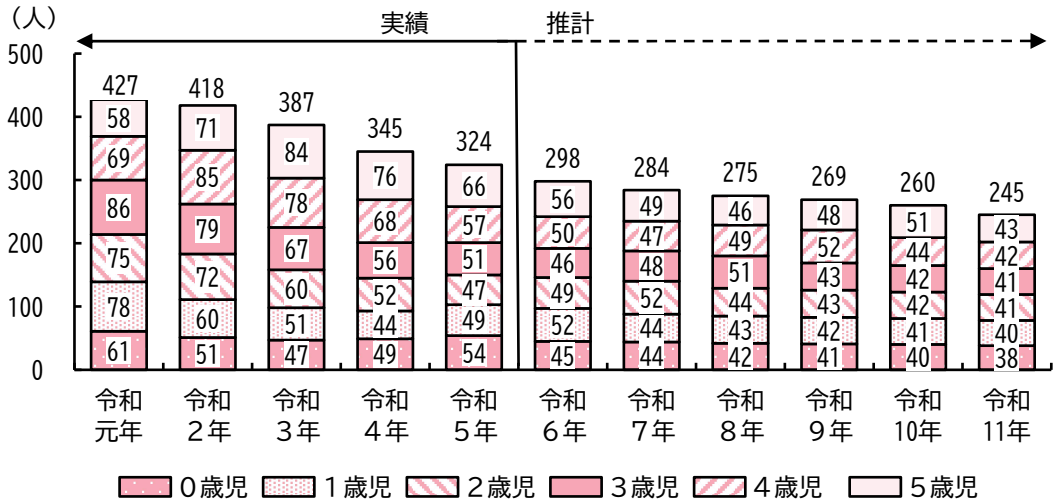

資料：実績は住民基本台帳（各年 10 月１日時点）、推計はコーホート変化率法による

6　基本理念

松田町第６次総合計画において、まちの将来像として「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」を掲げ、町民の命を守り安心して暮らすことができ、町民一人ひとりの幸福につながるまちを目指しています。このまちの将来像の実現に向けて、教育の分野では、質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまちを目指しています。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、第２期松田町子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性等を引き継ぐとともに、『こども大綱』や松田町第６次総合計画の目指すまちづくりも踏まえ、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷 ～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～」を基本理念とします。

基 本 理 念

いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷
～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～

7　基本目標

基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

1　こどもの成長を通じて切れ目なく支援する

こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じて、結婚から結婚した後まで、こどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

施策の方向性

❶ 母と子のいのちと健康を守る施策の充実
❷ こどもの生きる力の育成に向けた教育･保育環境の整備
❸ いじめ・不登校への対応
❹ 次世代を育む世代への支援
❺ 若者の自立・就業や出会い・結婚の支援

2　すべてのこどもが幸せを感じることができるよう支援する

こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育て・子育ちできるまちづくりに取り組みます。

施策の方向性

❶ こどもの権利の保障
❷ こどもの居場所づくり
❸ こどもの貧困対策
❹ 配慮が必要なこどもや家庭への支援
❺ こどもの安全の確保

3　地域全体でこどもと子育て家庭を支える

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、地域でこどもを育てるための体制づくりを推進します。

施策の方向性

❶ 子育て支援施策の充実
❷ 子育てと仕事の両立の推進
❸ 子育て家庭の経済的負担等の軽減
❹ 地域でこどもを育てるための体制づくり

8　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（1）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

単位：人

		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育希望が強い	左記以外	保育が必要		
令和7年度	量の見込み	77	14	61	19	25	14
	確保の内容	150		69	29	26	15
令和8年度	量の見込み	73	13	58	20	21	14
	確保の内容	150		69	29	26	15
令和9年度	量の見込み	74	13	59	17	21	13
	確保の内容	150		69	29	26	15
令和10年度	量の見込み	73	13	58	17	20	13
	確保の内容	150		69	29	26	15
令和11年度	量の見込み	70	12	55	16	20	12
	確保の内容	150		69	29	26	15

※量の見込みはニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者支援事業 こども家庭センター型（か所）		確保の内容	1	1	1	1	1
延長保育事業（人）		量の見込み※1	31	30	29	28	27
		確保の内容	31	30	29	28	27
放課後児童健全育成事業（人）		量の見込み※1	70	64	59	55	54
		確保の内容	180	180	180	180	180
子育て短期支援事業（人日）		量の見込み※1	232	224	219	212	200
		確保の内容	－	－	－	－	－
乳児家庭全戸訪問事業（人）		量の見込み※2	44	42	41	40	38
		確保の内容（実施体制）	保健師が４か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。 里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。				
養育支援訪問事業（人）		量の見込み※3	17	16	16	15	15
		確保の内容（実施体制）	保健師が４か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。養育上、必要な対象者には保健師などの専門職種による継続的な訪問を実施しています。				
地域子育て支援拠点事業		量の見込み(人日) ※1	3,442	3,171	3,097	3,024	2,925
		確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
一時預かり事業	①幼稚園における一時預かり事業（人日）	量の見込み※1	3,527	3,576	3,503	3,356	3,086
		確保の内容	3,527	3,576	3,503	3,356	3,086
	②上記以外（人日）	量の見込み※1	1,274	1,207	1,180	1,145	1,092
		確保の内容	1,274	1,207	1,180	1,145	1,092
病児保育事業（人日）		量の見込み※1	29	28	27	26	25
		確保の内容	29	28	27	26	25
ファミリー・サポート・センター事業（人日）		量の見込み※4	94	92	87	79	73
		確保の内容	94	92	87	79	73
妊婦健康診査事業（人回）		量の見込み※2	616	588	574	560	532
	確保の内容	実施場所	県内及び県外医療機関				
		実施体制	妊婦健診補助券を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には償還払いにて対応				
		検査項目	一般妊婦健診・子宮頸がん検診・Ｂ型肝炎抗原検査・梅毒検査等				
		実施時期	妊娠期				

※1 ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定
※2 推計出生数を基に算定
※3 推計出生数と過去の実績を基に算定
※4 第２期計画期間中の実績から推定

9　計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「松田町子ども・子育て会議」で、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

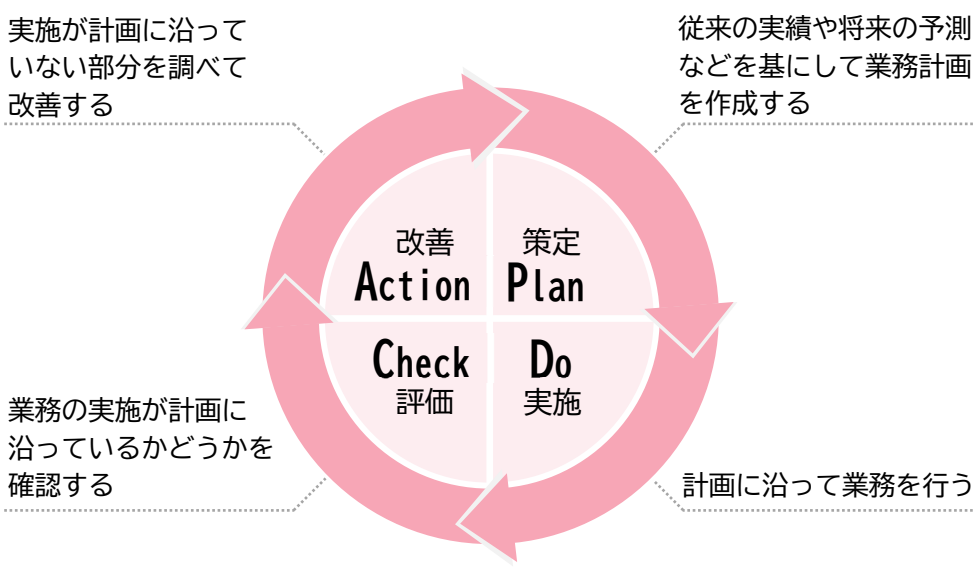

第３期松田町子ども・子育て支援事業計画（概要版）
令和７年３月

発行：神奈川県　松田町
編集：松田町役場　子育て健康課
〒258-8585　神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地
ＴＥＬ　0465-84-5544（直通）　　ＦＡＸ　0465-44-4685